

公社等見直しに関する実行計画

平成14年12月

(平成16年12月修正)

(平成18年 3月修正)

(平成19年 3月修正)

(平成20年 3月修正)

(平成21年 3月修正)

(平成22年 3月修正)

(平成23年 3月修正)

(平成23年12月修正)

(平成24年 7月修正)

(平成25年12月修正)

(平成28年12月修正)

(平成30年 3月修正)

福島県行財政改革推進本部

(公社等外郭団体見直し部会)

目 次

○ 公社等外郭団体の今後の見直しの方向性	1
○ 公社等見直しに関する実行計画	
(企画調整部所管)	
福島県土地開発公社《継続》	3
(保健福祉部所管)	
公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構《継続》	4
(商工労働部所管)	
公益財団法人福島県観光物産交流協会《修正》	5
(農林水産部所管)	
公益財団法人福島県農業振興公社《継続》	7
公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社《継続》	8
公益財団法人福島県栽培漁業協会《修正》	11
(土木部所管)	
福島県道路公社《継続》	12
公益財団法人福島県下水道公社《継続》	13

※ 《継続》： 現行の「実行計画」(H28.12修正)を継続
《修正》： 現行の「実行計画」(H28.12修正)を修正

公社等外郭団体見直しの今後の方向性について

「公社等外郭団体への関与等に関する指針（平成16年10月29日行財政改革推進本部・公社等外郭団体見直し部会決定）」に基づき平成29年度に実施した点検評価の結果及び県関与の状況等を踏まえた、設置者等である県としての公社等外郭団体見直し実行計画（以下「実行計画」という。）の見直しの今後の方向性は、次のとおりである。

I 実行計画の策定等を要する公社等（8団体）	
1 現行の実行計画（平成28年12月修正）を修正する公社等（1団体）	
公社名	今後の方向性
(公財)福島県栽培漁業協会	<input type="checkbox"/> 新たな水産試験研究施設に対応する組織・人員体制等を踏まえた「次期経営計画」の策定
2 現行の実行計画（平成28年12月修正）を継続する公社等（7団体）	
公社名	今後の方向性
福島県土地開発公社	<input type="checkbox"/> 「経営方針」に基づく確実な債権回収等の実行
(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構	<input type="checkbox"/> 「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県観光物産交流協会	<input type="checkbox"/> 「中期事業・運営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県農業振興公社	<input type="checkbox"/> 「経営合理化計画」に基づく主体的な取組の実行
(公社)ふくしま緑の森づくり公社	<input type="checkbox"/> 「経営改善計画書」に基づく主体的な取組の実行 <input type="checkbox"/> 今後の公社経営の在り方等の検討
福島県道路公社	<input type="checkbox"/> 業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し
(公財)福島県下水道公社	<input type="checkbox"/> 民間一括委託方式の段階的導入を踏まえた公社の在り方等の抜本的な検討・見直し

II 実行計画の策定を要しない公社等（9団体）	
公 社 名	今 後 の 方 向 性
(公財)ふくしま自治研修センター	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県文化振興財団	<input type="checkbox"/> 「経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)ふくしま海洋科学館	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県国際交流協会	<input type="checkbox"/> 「運営基本計画」に基づく主体的な取組の実行
(社福)福島県社会福祉事業団	<input type="checkbox"/> 「中長期経営計画」に基づく主体的な取組の実行
(公財)福島県産業振興センター	<input type="checkbox"/> 「中期事業計画」に基づく主体的な取組の 実行
(一財)ふくしま医療機器産業推進機構	<input type="checkbox"/> ふくしま医療機器開発支援センターの運営状況を踏まえた主体的な取組の実行
(公財)ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団	<input type="checkbox"/> 「中長期計画」に基づく主体的な取組の実行
(一財)ふくしま市町村支援機構	<input type="checkbox"/> 「中期経営計画」に基づく主体的な取組の実行

団体名	福島県土地開発公社	継続
-----	-----------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】「福島県土地開発公社経営方針」（平成26年3月改訂）に基づいて、適正な債権管理を着実に実行する。

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】－適正な債権管理

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 適正な債権管理	公社は「経営方針」に基づき、着実な債権回収を図る。	18年度 ～	公社	

【目標2についての具体的な工程表】－

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
①		年度		
②		年度		

進行管理体制

- ◇ 企画調整部土地・水調整課が進行管理を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構	継続
-----	-------------------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

経営計画に基づく取組の着実な実行並びに定期的な経営計画の評価及び検証を行う。

改革工程表

【目標についての具体的な工程表】－経営計画の着実な実行

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○ 経営計画の着実な実行	1 改訂した経営計画に基づく取組を着実に実行する。 ア 経営基盤の確立 ・施設利用の促進 ・経費節減の実施 ・収入増加策の取組 など イ 効果的な事業の実施 ・利用者満足度の向上 ・県民ニーズを踏まえた事業の見直し ・両館連携事業の実施 など	28年度～	公社	
	2 公社と県等（出資者）から構成される「経営計画評価委員会」等において、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。		公社 県等 （出資者）	

進行管理体制

- ◇ こども未来局こども・青少年政策課が進行管理を行う。
- ◇ 公社と県等（出資者）による「経営計画評価委員会」※等において、定期的に経営計画の評価及び検証を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

※経営計画評価委員会・・・財団で定めた、「財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構経営計画」について、評価及び検証を行う委員会。委員は財団職員と、出資者の県の職員により構成されている。

団 体 名	公益財団法人福島県観光物産交流協会	修 正
-------	-------------------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

中期事業・運営計画の目標値の実現に向けた取組

【目標 1】

原子力災害による風評を払拭するため、観光と物産の連携を一層強化しながら、インバウンドの強化を含めた県外からの観光誘客を促進するとともに、首都圏等における県産品の販路拡大に取り組む。

【目標 2】

行政や民間業者と連携・協力しながら、公益法人にふさわしい事業を展開する。

【目標 3】

適切な収益の確保と人件費や業務費の削減を図るとともに、柔軟な組織運営を図るなどにより経営基盤の強化を図る。

改 革 工 程 表

【目標 1 についての具体的な工程表】－風評払拭に向けた戦略的な観光誘客・県産品振興

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
① 風評払拭に向けた情報発信と県外からの観光誘客の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ふくしまデスティネーションキャンペーン」をはじめ、誘客の機運の高まりを十分に活用し、本県の魅力と正確な情報を継続的に伝えていくとともに、観光客を県内へ誘導するため、旅行会社を対象とした商談会や招請事業を実施する。 ○ 優れた県産品を観光資源として積極的に活用する。 ○ 風評の影響が強い教育旅行の早期回復に向け、学校等へ教育旅行誘致キャラバンなどのプロモーション事業や、県外学校や旅行会社等からの問合せを受けるためワンストップ窓口の運営事業、誘致セミナー、招請事業等を実施する。 ○ 風評の影響が強い外国人観光客の早期回復に向け、国内外への旅行博覧会への出展、海外の旅行会社等への訪問活動を実施する。さらには、旅行商品造成支援や多言語ホームページによる情報発信を実施する。 ○ インバウンドやスタディツアーの推進に向け、地域連携DMOの導入に取り組むとともに、観光地の持続的成長が図られるようマネジメントやマーケティングに基づいた観光振興の取組を支援する。 ○ 天鏡閣や迎賓館を活用し、周辺地域全体に観光客を誘致する。 	26年度 ～ 30	協会	
② 風評払拭に向けた情報発信と首都圏等における販路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力災害により失った県産品の販路の回復・拡大・販売促進を図るため、大型食品展示会を活用し、県産品をPRす 	26年度 ～ 30	協会	

の拡大	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県産品の商品力の強化を図るため、新商品の開発等に取り組む事業者に対して助成するとともに、消費者等の情報を生産者にフィードバックする。 ○ ホームページやパンフレットを活用し、更なる販売促進を図る。 ○ 日本橋ふくしま館等の施設や物産展において、県産品の普及啓発・販路開拓の支援を行う。また、催事を通じて、県産品の安全性確保の取組等の情報発信を行う。 			
-----	--	--	--	--

【目標2についての具体的な工程表】－公益目的事業の展開

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
公益認定基準の遵守	公益目的事業において、収支相償や公益目的事業比率といった関係法令に定められた基準を満たしながら、公益法人にふさわしい事業を実施する。	26年度～	協会	

【目標3についての具体的な工程表】－経営基盤の強化

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 人件費・業務費の削減	業務量を踏まえた適切な人員配置に努めるとともに、業務内容の徹底した見直し・精査を行い経費の削減に努める。	26年度～	協会	
② 柔軟な組織運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協会内に設置した委員会を活用し、民間事業者等の意見を踏まえながら、戦略性のある効果的な事業執行に努める。 ○ 会員制度を活用して、県全域からの要望や情報収集を行い、事業内容に反映させるとともに、会員数の増加に努め、協会運営の一助とする。 ○ 平成29年3月に策定した「人材の確保及び育成による組織運営の充実強化方針」に基づき、プロパー職員の採用、能力を高めるための人員配置や研修など人材育成の強化による組織力の向上を図る。 	26年度～	協会	
③ 収益の確保	持続的な法人運営のため、収益事業により一定の収益を確保する。	26年度～	協会	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 観光交流局観光交流課及び協会が進行管理を行う。
- ◇ 協会自らが進行管理する中で評価、見直しを実施する。
 - ・ 協会の議決機関である評議員会を定期的開催し、組織運営に係る重要な事項について意思決定を行う。
 - ・ 理事会を年2回以上開催し、協会の業務執行の決定等を行う。
- ◇ 県は、協会の運営状況を随時確認するなど必要な助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県農業振興公社	継続
-----	-----------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】

公社の本来あるべき姿である「自立」を目指して、引き続き経費の節減と収益の確保を図り経営の合理化を推進するために策定した第五次経営合理化計画に基づく主体的な取組みを実行する。

具体的には、次の各事項に取り組み、県からの多額運営資金の借入や県からの助成の縮減を図るとともに長期保有地の早期売却に努める。

- ① 法人管理部門経費に係る助成の縮減を図る。
- ② 運営資金借入金の縮減を図る。
- ③ 長期保有地の早期売却に向けた具体的な措置を講ずる。

※ 長期保有地…… 市町村からの申出書等に基づいて買い入れた未墾地又は造成して農地等として長期間保有しているもので、借入金があるもの。(会津若松市大戸地区9.1ha、相馬市磯部地区3.5ha、計 12.6ha (26年度末現在))

【目標2】

農地の利用を集積する中間管理事業や就農前の研修期間の所得確保を支援する青年就農給付金事業(準備型)などの青年等の就農を促進する事業を積極的に推進する。

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】—第五次経営合理化計画に基づく取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 法人管理部門経費に係る助成の縮減	当該計画期間中に、自己財源である手数料収入の確保により法人管理部門の経費の一部を賄い、県からの助成を縮減する。	27～31年度	公社	
② 運営資金借入金の縮減	公社の財務の改善に努め市中金融機関からの融資を検討し県からの運営資金の借入を縮減する。	27～31年度	公社、県	
③ 長期保有地の売却促進	ア 開発関連長期保有地については、関係機関(県、関係市)と協議し、具体的な利活用計画が策定された地区の早期売却に努める。 イ 売渡価格は、近年の地価動向や近傍価格等も勘案し、柔軟な対応も検討する。	27年度～	公社、県	

【目標2についての具体的な工程表】—農地中間管理事業等の事業推進

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 農地中間管理事業の推進	平成26年度からの10年間で、集積を要する目標(約5万ha)が達成できるよう毎年度計画に従って、中間管理権取得と農用地等の貸付を積極的に推進する。	27～31年度	公社	
② 青年等の就農を促進する事業の推進	就農前の研修期間の所得確保を支援する青年就農給付金事業(準備型)などを活用し、新規就農者の増大を図る。	27～31年度	公社	

進行管理体制

- ◇ 農林水産部農業担い手課及び農業振興公社が進行管理を行う。
- ◇ 運営状況については、県が毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社	継続
-----	--------------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標1】「森林の公益的機能の持続的発揮」

公社の管理する約1万5千haの造林地は、水源のかん養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収源などの公益的機能を発揮しているものの、9割以上が4～9齢級（16年生から45年生）の森林であり、今後とも計画的な森林整備が必要である。

このため、公社経営の視点から、森林整備の重点化、不成績林等（育生の芳しくない造地木、搬出の困難な造林地）の調査・分析を行い、分収林としての管理のあり方及び基準等を策定し、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備を図る。

【目標2】「木材の生産、販売対策」

生産コストを抑制するため、十分な密度の路網の計画的整備により効率的、安定的な木材生産を図るとともに、販売収入を確保するため、需要動向に応じた間伐材の搬出や、様々な手法による販売、販路開拓に取り組む。

【目標3】「公社運営の改善（コスト削減）」

本格的な伐採収入を得るまでは相当の期間を要し、その間に行う保育管理に係る費用は、国県の造林補助金及び借入金で賄うことになる。新たな借入金の抑制、利子負担の軽減、事業費の抑制等の財務基盤の改善を図るため、公社自らの改善策、土地所有者の協力による改善策を着実に進める。（「ふくしま緑の森づくり公社経営改善計画」の着実な実行。）

今後とも継続して公社運営の在り方について、中長期の経営見通しを踏まえた経営改革を推進する。

「ふくしま緑の森づくり公社経営改善計画（計画期間：H26～H30）」の主な改善目標指標

	現況値	目標値
保育等施業(ha)	997	800
作業路等路網整備(m)	8,716	12,800
木材販売収入(千円)	8,997	18,000
運営経費(千円)	80,720	71,092
無利子資金活用率(%)	42.6	45.0
分収割合変更(%)	65.6	75.0

※なお、現況値はH22～24年度の3カ年平均値、目標値はH30における目標値。

※分収割合の現況値はH26・3末の進捗。これらの取組の収支改善効果は、5年間で43.2億円と試算。

『公社の主たる事業である「分収林事業」の概要』

公社による分収造林事業は、戦前戦後の森林の大量伐採による荒廃や戦後復興に伴う木材需要の増大に対応するため、国が推進した拡大造林政策の下、県の行う造林事業を補完（代替）する事業として取り組んできたものである。

事業の仕組みは、資金・労力がない等の理由で自営造林ができない森林に対して、公社が造林者、費用負担者となり、土地所有者と分収造林契約を結び、造林から伐採に至るまでの一切の作業を公社が行う仕組みである。

現在の分収契約期間は60年で、伐採後の売却収入から必要経費（伐採経費、搬出経費）を控除した金額を公社60%、土地所有者40%の割合（分収割合）で分配する契約となっている。

しかし、現在の分収割合を決定した当時は、木材価格の上昇が続き、林業作業員賃金単価も低い状況であったが、現在、木材価格は決定時の1/4以下（ピーク時の約1/9）、林業作業員賃金単価は昭和48年の約7倍となっており、木材販売収入に多くを依存した経営は厳しい状況にある。

また、公社が経営する森林は、当分の間そのほとんどが保育・間伐等が必要な状況にあり、主伐収入が期待できないため、借入金や補助金に頼らざるを得ない。（林業は、投資から回収まで極めて長期間を必要とする特殊性がある。）

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】－森林の公益的機能の持続的発揮

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○効率的な森林整備	下記事項について、重点的に取り組む。			
	ア 効率的な森林整備の取組 ・森林の適正な管理と公益的機能の持続的発揮のために必要な事業量を確保しつつ、事業費の抑制を図るため必要最小限の事業を計画的に実施する。 ・針広混交林を目指す長伐期施業へと契約期間を変更し、森林の公益的機能の高度発揮と再造林負担の軽減、材積の増加による将来販売収入の増、計画的な森林施業による事業費の縮減を図る。 契約期間：60年⇒80年(スギ等)、90年(ヒノキ)	18年度～ 18年度～	公社 公社	
	イ 本県の森林再生を推進するため、公社造林地で先導的にふくしま森林再生事業に取り組むほか、市町村事業との連携や、公社の造林事業の豊富な事業経験・技術力を生かした市町村事業への支援を行う。	18年度～ 25年度～	公社 公社	
	ウ 不成績林等の実態を調査、分析し、分収林契約の継続の可否の検討を含めた管理のあり方や、不成績林等の施業基準を策定するなど森林施業の重点化、集約化を図り、事業費用の将来の圧縮を図る。	18年度～ 25年度～	公社 公社	

【目標2についての具体的な工程表】－木材生産、販売対策の取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○木材の生産、販売対策	下記事項に重点的に取り組む。			
	ア 森林整備や間伐材搬出を行うための路網や作業土場を計画的に整備し、木材生産コスト低減を図る。	18年度～	公社	
	イ 木材需要動向を把握し需要に柔軟に対応するため、林業関係団体等と定期的に情報交換を行う体制を整備し、有利な時期の販売を図る。	18年度～	公社	
ウ 間伐材の販売においては、素材販売での指名競争入札、委託販売、立木での現地販売など、多角的販売手法（販路開拓）に取り組み、増収を図る。	19年度～	公社		

【目標3についての具体的な工程表】－公社運営の改善の取組

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
○公社運営の改善	下記事項に重点的に取り組む。			
	ア 公社の組織・人員体制については、1本社1事業所、常勤職員12名体制に見直しを進めてきた。今後とも事業執行状況を勘案し、在り方について検討するとともに限られた人材を適正に配置する。	13年度～	県・公社	
	イ 管理費等運営経費の縮減の取組 ・人件費や事務経費など運営経費の一層の縮減を図る。 ・森林整備においては、近接する団地等における同一施業の合併発注等、諸経費の削減を図る。	18年度～	公社	
ウ 効果的な補助事業等の積極的な活用				

	<ul style="list-style-type: none"> ・高い補助率の造林補助事業を活用できるよう事業に取り組むとともに、原則、非補助による事業は実施しない。 ・日本政策金融公庫からの借入金について、無利子の森林整備活性化資金の融資枠の拡充を要請するとともに、積極的な活用を図る。 	18年度 ～	公社
		18年度 ～	県・公社
エ	<p>今後も造林木を適正に管理し、森林の公益的機能の持続的発揮を図るため、分収造林契約の見直しについて、土地所有者の理解を得て変更契約締結に取り組む。</p> <p>公社 60 : 土地所有者 40 ⇒ 公社 80 : 土地所有者 20</p> <p>ただし、市町村有地は、公社 90 : 市町村 10</p>	18年度 ～	公社
オ	東日本大震災及び原発事故後の本県の森林・林業を取り巻く環境変化を考慮の上、中長期の経営見通しを踏まえた公社運営の在り方を継続して検討し、必要な対策を講じる。	26年度 ～	県・公社

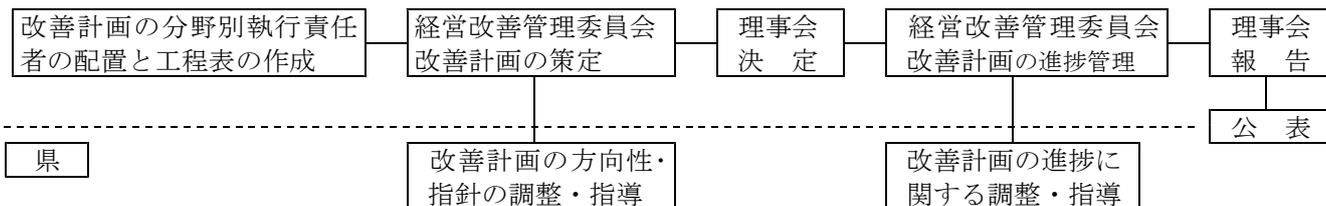
進行管理体制

◇ 農林水産部森林整備課と公社が進行管理を行う。

◇ 平成26年度策定の「ふくしま緑の森づくり公社 経営改善計画（新生プラン）」の進行管理は、公社の経営改善管理委員会において行い、その実施状況は、毎年ホームページ等により公表する。

（進行管理の流れ図）

公社



※ 経営改善管理委員会は公社副理事長、専務理事、市町村理事の担当課長及び森林整備課長を構成員とする。

◇ 県は、運営状況について毎年度1回調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団 体 名	公益財団法人福島県栽培漁業協会	修 正
-------	-----------------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

平成30年度中に開所予定の新たな水産種苗生産施設における業務内容、生産規模に対応する組織・人員体制を踏まえた「次期経営計画」を策定する。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】－ 「次期経営計画」の策定

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
①次期経営計画の策定	県が平成30年度中に開所予定の水産種苗生産施設における業務内容、生産規模に対応した経営計画の策定と、組織・人員体制の検討を行う。	29～30年度	協会	
②その他	本格的な種苗生産業務再開までの間、国の「被災海域における種苗放流支援事業」の活用を継続する。	29～32年度	協会	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 農林水産部水産課と協会が進行管理を行う。
- ◇ 運営状況など全般的な事項については、県が毎年度随時調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	福島県道路公社	継 続
-----	---------	-----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】

業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直しを行う。

改 革 工 程 表

【目標についての具体的な工程表】－業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備 考
○ 業務縮小を踏まえた公社運営や組織体制の在り方等についての抜本的な検討・見直し	<p>平成 25 年度に観光有料道路 3 路線が県へ移管され、福島空港及び有料駐車場の管理のみと大幅に縮減されたため、平成 27 年度から本社をあぶくま高原有料道路管理事務所へ移設したことから、これら業務縮小を踏まえた経営目標や経営の効率化等を内容とする第 4 期中期経営計画（H28 ～ H30 年度）を策定した。</p> <p>今後は、第 4 期中期経営計画を着実に実施するとともに、経営環境の変化にも適時適切に対応し、経営の安定化を図る。</p> <p>【検討・見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量に見合った内部組織の改編と職員の適正配置（県派遣職員の引き上げ） <p>[常勤役員及び職員数]</p> <p>H26 ～ 9 名以下 → H28 ～ 6 名</p>	28 年度 ～	公社・県	

進 行 管 理 体 制

- ◇ 土木部道路計画課と公社が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。
- ◇ 運営状況については、県が毎年度 1 回調査を行うとともに、点検評価を定期的の実施し、必要に応じて助言等を行う。

団体名	公益財団法人福島県下水道公社	継続
-----	----------------	----

見直しの方向性を踏まえた改革目標

【目標】 県は、流域下水道の維持管理業務について、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、当該業務の全般的な見直しを行い、段階的に民間一括委託方式に移行することを決定した。
 今後、公社の役割分担を明確にしつつ組織体制の見直しを行いながら、更なる下水道の普及・啓発と市町村支援業務の強化を図っていく。

改革工程表

【目標①についての具体的な工程表】－ 民間一括委託方式への段階的移行を踏まえた、公社の組織体制の見直しと新規事業の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	実行主体	備考
① 今後の管理方式の検証	平成 20 年度から二本松処理区の維持管理を民間一括委託方式で行うことになり、業務状況を検証及び制度改善しながら、他の 3 処理区へも段階的に民間一括委託方式を導入していく。 【検証の方法】 平成 20 年度に学識経験者と流域下水道関係市町村の代表を構成員として設置した「民間一括委託制度評価委員会」において、引き続き制度を評価していく。	19 年度 ～ 20 年度 ～	県	
② 検証内容等を踏まえた検討	・評価委員会の制度評価を踏まえ、これまで経済性等の観点から委託の範囲の見直しを実施している。 今後とも、検証内容等を踏まえ、より適切な制度となるよう、検討を進めていく。	23 年度 ～	県・公社	
③ 組織体制の見直しと新規事業の検討	・平成 23 年の原子力災害により発生した放射性物質を含んだ下水汚泥の適切な保管及び減容化施設の運転管理の業務を実施しており、県と連絡調整を図り対応していく。 ・平成 24 年 4 月に公益財団法人に移行したことから、公益認定基準を遵守し、更なる下水道の普及啓発及び市町村支援の業務の強化を図っていく。	23 年度 ～ 24 年度 ～	県・公社	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県北処理区においては、福島市堀河町終末処理場の流域下水道への接続及び民間一括委託の導入に取り組んで行く。 ・ 4 処理区一括導入などのより効果的な委託方法の検討等を踏まえ、民間一括委託の導入の拡大を検討していく。 ・ 公社は、民間一括委託の導入・拡大及び県と公社の役割分担の再構築を踏まえ組織体制を検討していく。 	<p>28 年 度 ～</p> <p>25 年 度 ～</p>		
--	--	--	--	--

進 行 管 理 体 制

- ◇ ①については、土木部下水道課において進行管理を行う。
- ②、③については、土木部下水道課と公社が調整を図りながら検討を進めるとともに、進行管理を行う。

- ◇ 公社の運営状況について、県が毎年度随時に調査を行うとともに、点検評価を定期的実施し、必要に応じて助言等を行う。